

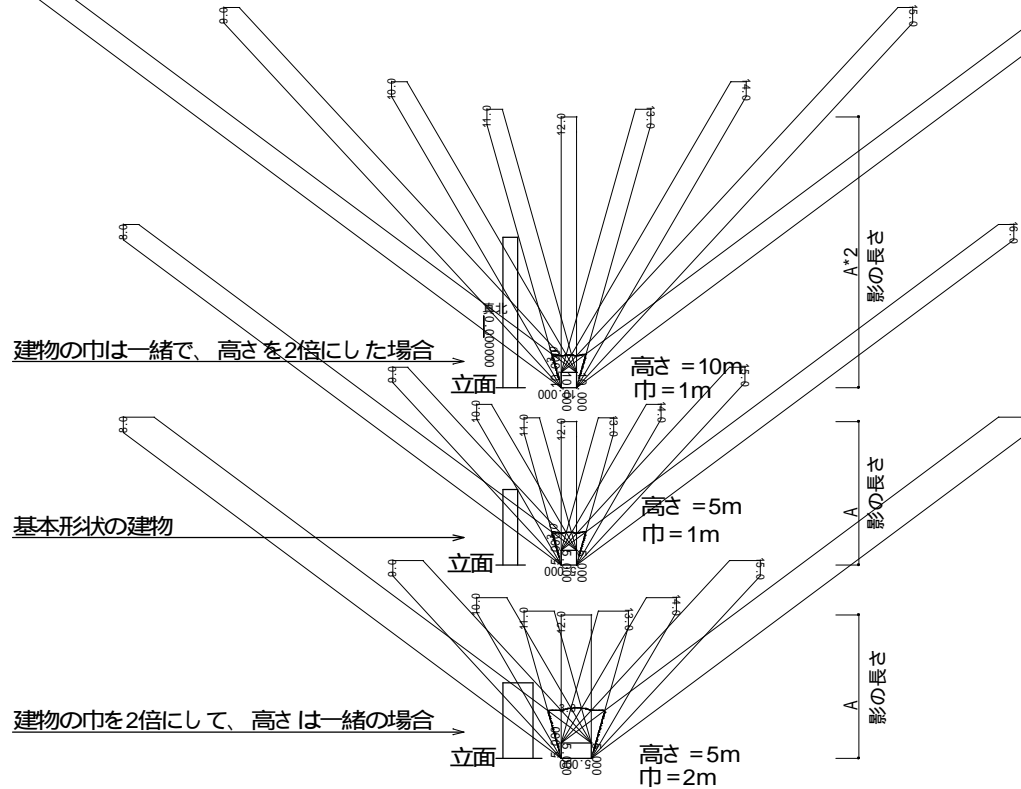
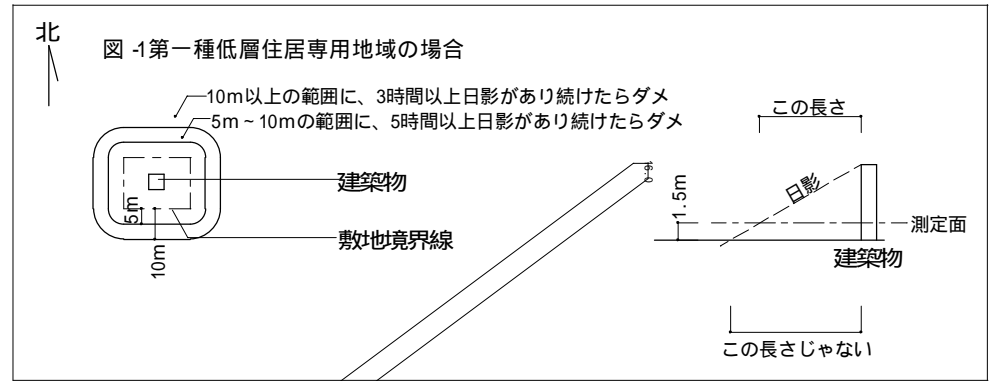
# 建物の日影制限の関係について

日影による高さ制限(建築基準法56条の2)

住宅地にマンションなどの中高層の集合住宅が建てられるようになり、

日照権の問題が頻発するようになったことから、昭和51年に規制ができました。

冬至日の、日影になる時間と範囲で規制するもので、指定された用途地域ごとに、日影制限を受ける建物の高さを指定し、日影を測定する高さとし、日影があり続ける時間を制限しています。



コメント

建物の高さが高くなるほど、影の伸びる長さは長くなる  
建物の巾が広がるほど、日影時間が長くなる(図-2)



図-2